

令和 2 年 7 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2019

課題番号：26340127

研究課題名(和文)環境法学の体系、解釈論、立法論を総合した「環境法総論」の構築

研究課題名(英文)General theories of environmental law for system, interpretation, legislation

研究代表者

田中 謙 (Tanaka, Ken)

関西大学・法学部・教授

研究者番号：30325691

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：環境法総論を構築するという場合、1)環境法学の体系(実体法のシステムの体系化)、2)解釈論(合理的な解釈方法の確立)、3)立法論(制度設計に役立つ立法政策論の重視)」という3つを総合した「環境法総論」を構築することが必要であろう。また、各論研究や具体的な法システムの提案に資することを意図して、各論研究を深めたり、具体的な法システムの提案をすることができるように、日本の環境法および環境法学の成果を抽出・統合・一般化するような環境法総論を構築することも必要であろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

環境法の体系をきちんと押さえたうえで、解釈論および立法論に役立つような法理論を構築することで、実務に役立つ(ひいては、環境問題を解決できる)ような、いわば「指南書」のようなものを構築することができるはずであり、そこに、学術的意義あるいは社会的意義を見いだすことができるのではないかと考える。

研究成果の概要(英文)： In the case of constructing general theories of environmental law, it is necessary to consider about 1) the system of environmental law (systematization of the system of substantive law), 2) the theory of interpretation (establishing a rational interpretation method), 3) the theory of legislation (legislation useful in practice). In addition, it is necessary to deepen the research of each theory.

研究分野：環境法

キーワード：環境法総論 解釈論 立法論

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

最近では、北村喜宣『環境法』(弘文堂)、大塚直『環境法』(有斐閣)をはじめとして、素晴らしい環境法に関する書籍が多数出版されるようになってきている。

しかし、現在出版されている多くの環境法の書籍では、環境法の各論部分については、環境基本法や環境影響評価法などの個別法に関して詳細な検討が行われている一方で、環境法の総論については、日本の環境法および環境法学の成果を抽出・統合・一般化するような理論が構築されているとは必ずしも言えない状況にある。

そのため、環境法の体系をきちんと押さえたうえで、解釈論および立法論に役立つような環境法総論の法理論を構築することで、実務に役立つ(ひいては、環境問題を解決できる)ような、いわば「指南書」のような環境法総論を構築することが求められている。

2. 研究の目的

本研究は、解釈論及び立法論に資するような1)環境法学の体系、2)解釈論、3)立法論の3つを総合した「環境法総論」を構築することを目的とするものであるが、具体的には、1)環境法学の体系(実体法システムの体系化)、2)解釈論(合理的な解釈方法の確立)、3)立法論(制度設計に役立つ立法政策論の確立)、という3つの視点から検討するとともに、これら3つを総合した「包括的な環境法総論」を構築することを模索するものである。

法律学の世界においては、従来、解釈論こそが法律論であるという風潮が強かったわけであるが、解釈論が論じられるのは、法律に明確性が欠けているからである。そして、現実に行っている環境問題を解決するためには、法律を改正する方が有効であることが少なくない。そのため、立法論を充実させることが必要であり、環境法総論を構築するという場合も、立法論に資するような理論を構築することが求められているはずであり、本研究も、とりわけ立法論に資するような環境法総論を構築することを狙いとしている。

3. 研究の方法

本研究は、解釈論及び立法論に資するような1)環境法学の体系、2)解釈論、3)立法論の3つを総合した「環境法総論」を構築することを目的とするものであるが、当該目的を達成するために、本研究は、(1)既存の法システムの趣旨や意味を探究する「解釈法学研究」、(2)新しい法システムを設計する「政策法学研究」のほかに、(3)法制度の法過程や規制過程に関する体系的な実証研究をする「法社会学研究」を実施するものである。

環境法総論について検討するにあたっては、そもそも「なぜ環境法が必要とされるのか」という「環境法の存在理由」あるいは「環境法の役割」について改めて検討する必要もある。

次に、環境法は、「持続可能な発展」と「環境公益の実現」を究極的な目標としているといえようが、これら2つの目的を実現するうえで要求される「環境法の基本的な考え方」について検討する必要もある。環境法の基本的な考え方としては、具体的には、「汚染者支払い原則」「拡大生産者責任」「未然防止アプローチ」「予防アプローチ」「行政の環境配慮」などのほか、考慮すべき事項として、「次世代の権利」「自然の権利」「世代間の公平」「合理的意思決定の要請」などについても検討する必要がある。

また、環境法は、1)誰が(=主体)、2)何のために(=目的)、3)何に対して(=対象)、4)何を(=内容)、5)どのようにして(=仕組み、手法、手段)という構成部分に分けることができるが、このような「個別環境法の基本構造」について検討する必要もある。とりわけ、「目的と戦略」「規制対象」「規制内容」「規制の仕組み(手法)」について検討することで、各論研究や具体的な法システムの提案に資することができる。

以上、「環境法の存在理由」「環境法の基本的な考え方」「個別環境法の基本構造」を踏まえたうえで、これらを「環境法総論」の中にどのように位置づけることができるのかという問題についても検討する必要がある。環境法総論を構築するという場合、「解釈論」に資するだけの環境法総論を構築するのでは不十分であり、「立法論」にも資するような環境法総論を構築する必要がある。日本の環境法および環境法学の成果を抽出・統合・一般化するような理論を構築するような環境法総論を構築する必要がある。

4. 研究成果

本研究は、最終的には、効果的な環境法総論について検討するものであるが、平成29年9月から平成30年8月まで米国カリフォルニア大学バークレー校「法と社会」研究センターに滞在していたということで、進捗状況が遅れているところであるが、今後は、「環境法の存在理由」「環境法の基本的な考え方」「環境法の基本構造」「環境法総論の構築」「環境法の体系」というテーマの論文を順次公表する予定である。

なお、「環境法の存在理由」に関する原稿はすでに脱稿済みであり、環境法の存在理由として、1) 被害・紛争の未然予防、2) 被害・紛争の事後的な解決、3) 社会の無秩序な発展の制御・よりよい社会への誘導、4) 「公共財」としての環境資源の適切な配分・利用・負担、5) 将来世代への配慮（将来世代の代弁者）について検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 田中謙 | 4. 巻 72巻2=3号 |
| 2. 論文標題 環境法の存在理由 ―環境法および環境法学の役割― | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 関西大学法学論集 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|